



増刊 HSK ステップ

石川県肢体不自由児協会
石川県肢体不自由児者父母の会連合会

平成26年4月16日発行

【第20号】

1994年8月4日
毎月12回
(1, 3, 5, 8, 10, 13, 15, 18, 20, 23, 25, 28日) 発行



相談員研修会

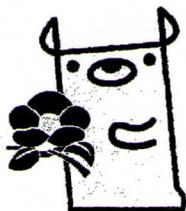
平成26年2月26日(水)いしかわ総合スポーツセンター2階第1会議室で相談研修会が行われました。

平成23年から25年にかけて障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別禁止法及び障害者雇用促進法の改定と法整備が次々となされました。本年4月からは「障害程度区分から障害支援区分」「グループホームへの一元化」、「地域移行支援の拡大」等がスタートします。

現在日々生活を営む上で多様な支援を受けていますが、これからの生活のためのケアプランを組む相談支援事業について分かり易い話でした。ただ、26年度の最終年を迎えています。実施率は県下平均20%台とのことでした。個々の子供たちがより良い明日の生活のため、ぜひ各市町でそれぞれに対応した福祉サービスが受けられるように相談支援事業が伸展していくことを願っています。

1

障害者相談支援事業の現状 及び社会福祉協議会の役割



平成26年2月26日
野々市市社会福祉協議会
高瀬 寿彦

2

1 相談支援事業とは

地域で生活する障害のある方ごの家族、関係機関のみなさんからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援

- ・障害福祉サービス利用
- ・各種手続き
- ・専門機関等紹介
- ・権利擁護 等々

3

相談支援事業所の種類

計画相談：サービスを上手に活用するための計画

- ① 特定相談支援事業所 … 障害福祉サービス等(障害児)
- ② 障害児相談支援事業所 通所支援)を適切に利用するための計画を作成します。

※24～26年度の3年間に、サービスを利用している方(障害福祉サービス受給者証所持者)全員に作成。

その他

- ③ 一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援) 入所又は入院している障害者の地域における生活への移行や、障害者の地域での生活を支援します。

※行政から委託を受けて、自立支援協議会等での関連業務もある。

4

計画を作成するメリット

- ① ニーズに基づいた利用者中心の支援を受けられる。
- ② わからぬいことについて相談支援専門員から説明を受けたり、本人にあったサービスを提案してもらえる。
- ③ 計画があることで利用者の関係者(医療、福祉、教育、就労支援、サービス等の提供者)それぞれが利用者の支援に関して共通の認識をもつことができるため、一体的な支援を受けることが可能になる。→ チーム!!

※計画相談支援サービスの利用者負担はありません
各相談支援事業所にキャラクターがあります
利用開始時は何かと時間が...

5 **2 計画相談の流れ**

サービス利用との関係

- 1 相談
- 2 福祉サービス申請 ※計画相談支援サービスも!
- 3 訪問調査(認定調査) ※障害程度区分認定:申請したサービスによる
- 4 サービス等利用計画(障害児支援利用計画)案提出
- 5 福祉サービス支給量決定
- 6 決定通知書、要給者証交付
- 7 サービス等利用計画完成
- 8 福祉サービス事業所と契約
- 9 福祉サービス利用開始

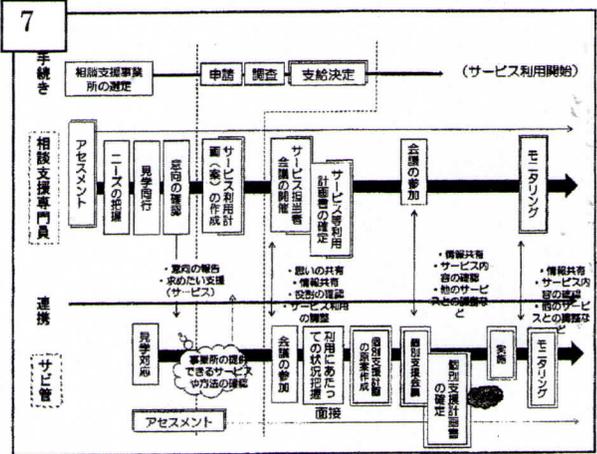
6 **計画相談に出てくる用語の意味**

アセスメント
本人の思い・状況を正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況によるものかを確認すること。援助活動を行う前から継続して行う。

ニーズ(福祉ニーズ)
福祉ニーズというのは定義づけが難しく、一言では言いえないが、支援の必要なこと・支援の対象といった意味合いになります。

サービス担当者会議
サービス等利用計画に関わる事業所・機関等の担当者が集まり、本人・家族の方と一緒に計画の内容等について検討し共有する。

モニタリング
計画に照らして状況把握を行い、サービスや支援が予定どおり提供されているかどうか、利用者の状況・生活を見守る事を言います。



8 **計画作成の基本的考え方①**

利用者中心=主人公は本人!!

どのような支援があれば達成できるかの分析

(現在の状況) **本人の意向** → 達成すべき状況 (実現したい状況)

本人の望む生活を実現できるように、支援を組み立てる (計画作成)

9 **計画作成の基本的考え方②**

- ・ 同じ物事でも、人によって見方や感じ方が異なり、ある角度で見たら長所になり、また短所にもなる **みんな いろいろな力(強さ)を持っている!!**
- 例えは うるさい → 元気がいい、活発
- ・ 個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと

↓

本人が持っている強さ
・力を引き出し・活用していく

10 **計画作成の基本的考え方⑤**

ニーズ(課題)整理

アセスメントを深めていく中で、本人がどうしたいのか?という希望(目標)に **いっしょに** たどりつく!

「訴え」から「ニーズ」へ

訴えや状況(課題)からのみ導き出されたニーズは、本当のニーズから離れたものとなり、支援内容も本人が望む支援ではなくなる可能性が!!

11 **計画作成の留意点**

主人公は本人!
相談支援専門員はサポーター!

- 1 課題を整理する
- 2 到達目標を決める
- 3 優先順位を決める → **共有**
- 4 計画の期間を決める
- 5 いろいろな資源の活用も考える

※ 本人の思いに沿って、一緒に動ける支援チームを相談支援専門員と共につくってください

12 **3 計画相談の現状**

- ・ 来年度は計画相談導入3年間の最終年度
- ・ 事業所の多くが、受け入れが難しい状況
- ・ 各市町に計画相談導入の計画があり、3年目は入所者も対象となってくる
- ・ 市町によるさまざまな違いあり

今国会では・・・

全肢連清水会長が2月26日衆議院予算委員会(第五分科会)で質問

1. **移動支援(通学)についての質疑** (→ 回答は、厚労省蒲原障害保健福祉部長)
 - ・都心部以外ではステップバス等普及していきなく、車椅子での移動が困難。保護者の送迎では金銭的・精神的負担。児童生徒のストレスもあり、全国一律の支援策必要。
 - ・移動支援は市町村の地域生活支援事業。通勤・通学で多くの要望がある。移動支援の在り方は総合支援法施行3年後の改正までの課題。検討していきたい。
2. **高速道路の割引制度についての質疑**
 - ・障害者に対する割引は登録している車両に適用。個人と車両の登録にしないで、個人に対しての登録を検討できないか、早急に検討を。
 - ・対象車両として、障害者本人、親族等が所有する自家用車1台を登録。障害者手帳とETCカードで確認する仕組みの提案かと、日常生活と異なる利用の恐れと対応に時間等で他の利用者への影響など懸念。引き続き慎重に検討。
3. **重度障害者の地域生活についての質疑**
 - ・グループホームへの一元化でヘルパーの介助を得ながらの地域生活可能の状況に。ただ、常時介護が必要な重度障害者等負担額が大きく、相談支援事業の個別支援計画の作成となっているが、決定権が市町村にあり、財政状況で必要な時間確保ができない懸念。サービス低下なきよう施策必要。今後はどのように。
 - ・様々な訪問系サービスの支給決定を各市町村の決定基準一律でなく、本人の状況に適切な支給量決定の周知は実施。市町村の負担大きい場合は、一定の国庫補助支援。全体の市町村サービスの実績で9割位を支給できる基準。
4. **障害者総合支援法 第7条についての質疑**
 - ・65歳になる障害者は介護保険制度サービス、健康保険を優先することで、長年利用サービス受けられず、低所得者は費用負担も。サービスの選択権を当事者に。
 - 介護保険給付の段階で、介護保険に同じサービス有れば優先され、それ以外のサービスは継続的に福祉サービス。同じサービスかどうか問題、介護保険は基本的に1割負担(不満有は理解)、加齢や中途障害者との公平性の問題等あり。
5. **身体障害者福祉法22条についての質疑 (母子寡婦福祉法25条関連)**
 - ・各公共施設における売店等に優先的に出店できる法律。福祉、母子寡婦団体は自販機を設置し、その収益を運営費などに利用している。しかし、自由競争時代という理由から行政機関の自販機設置も競争入札を取り入れ始めている。国は昭和53年に身体障害者福祉法による売店の設置、専売品販売の許可について都道府県に通達している。改めて趣旨の再確認のための通達を。
 - 法の趣旨は、就業を援助するものである。国、地方自治体は公共施設において売店等の設置の許可に努めるよう定めたもの。今後も厚労省の取り組みとともに法律の趣旨について適切に周知していく。



お願い→自販機設置可能な事業所等ありましたら、事務局へご連絡願います。

新成人のみなさん～おめでとうございます～

平成 26 年 1 月 19 日(日)石川県社会福祉会館で「成人を祝う会」が行われました。6名の成人のみなさんとご家族を迎え、二胡（中国の弓奏弦楽器）演奏、手品が披露され、ビンゴゲームで盛り上がりました。賑やかにお祝い出来た事を嬉しく思います。

今後の皆さんのご健康とご活躍を期待いたします。



国澤将希さん



祖泉遼さん



堀内理沙さん



倉知侑生さん



中島泰幸さん



尾川智洸さん



もう大人です～♪



他に 6 名の会員の方々のご都合がつかず残念ですが参加できませんでした



二胡演奏でうっとり～～～♪



大好評♪ マジックショー！

6名の新成人のみなさん！ ご家族のみなさん！おめでとうございます♪

●●●●●●●●●● お知らせ ●●●●●●●●●●

平成26年度第58回定期総会

日時・・・平成26年5月13日(火)
13:00~15:00
会場・・・金沢市教育プラザ
金沢市富樫3-10-9
TEL 076-243-1054

*山側環状道路・・・車で
森本・杜の里方面より
長坂台小学校東交差点より西へ約5分
四十万・高尾方面より
高尾台1丁目交差点より北へ約5分

「はげみ」の購読についてご案内

日本肢体不自由児協会一年6回発行
日常生活動作の援助・工夫、摂食・栄養、生活リズム・睡眠、障害児のスポーツや感染・予防等々学校教育から職業関係等これまで大変幅広い特集が組まれています。
ご希望の方は事務局までご連絡ください。
(年間購読料4,100円郵送料含む)

事務局 〒920-8557
金沢市3-1-10 石川県社会福祉会館内
石川県肢体不自由児協会
TEL・fax 076-224-6126

第47回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会
第49回東海北陸肢体不自由児者父母の会連合会愛知大会

期日・・・平成26年9月6日(土)~7日(日)
会場・・・豊橋ロワジールホテル

●●●●●●●●●● 寄 付 ●●●●●●●●●●

★石川県信用組合協会様
株式会社オリエントコーポレーション様

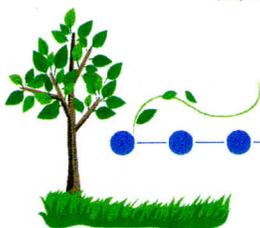
★赤い羽根共同募金

★サッポロビール株式会社
北陸支社金沢サッポロ会様

★樋口 日出夫様

★匿名1名

～ ありがとうございました ～



●●●●●●●●●● 賛 助 会 員 ●●●●●●●●●●

♡出和 溪子様

♡匿名1名

編集後記
寒い日が続きましたが皆さんいかがお過ごしですか?ようやく春らしい暖かな日差しに心もポカポカ!
「ステップ」20号に今回も情報を提供して下さったみなさま、ご協力ありがとうございました。
今後も、みなさまからの記事のご提供やご意見などをお待ちしております。
作成スタッフ一同

** お問い合わせ・ご連絡 **
お気軽にお電話ください。
編集人: 石川県肢体不自由児協会
石川県肢体不自由児者父母の会連合会
連絡先: 〒920-8557 (事務局)
金沢市本多町3-1-10
石川県社会福祉会館内
電話・FAX 076-224-6126
Eメール ishikawakenshiren@movie.ocn.ne.jp
発行人: 北陸障害者定期刊行物協会
富山市今泉312 定価 50円

